

平成31年第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月30日(水) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員(11人)
農業委員 金田 起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人
田代 洋一 齋藤 英次 境 良一 本田 孝徳
太田 桂子 佐美三 守 堀 城
4. 欠席委員 山本 賢一
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長
議事録署名委員 佃 正人 齋藤 英次
6. 議 事
 - (1) 議案 第 1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第 2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第 3号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 報告 第 1号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

伊藤局長 それでは、平成31年第1回の農業委員会の総会を開催いたしたいと思いを思います。

本日は、農業委員さんの出席者数は12名中11名も方にご出席いただいております、過半数の出席に達しておりますので、本日の総会が成立したことをご報告いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いいたします。

田代会長 こんにちは、今日は平成31年の第1回の農業委員会総会に出席いただきましてありがとうございます。私も昨日から事務局長と一緒に人吉で会長・事務局長45市町村あるんですけども、合同会議に出席してきて、会議の中で色々感じましたのは、他の市町村も最適化に向け

ての活動に力を入れてみんな頑張っているというようなことを感じました。私たちも各地区の農業委員と最適化推進員と話し合い1年間の活動をどういう風にするか考えていながら活動していただきたいと考えています。この活動に対し交付金の予算は確保してありますので、大いに活用していただきたいといった説明を受けましたのでよろしく願いいたします。最後に今日の総会がスムーズな審議をお願いしまして、私のあいさつに代えさせていただきます。

伊藤局長 ありがとうございます。
次に議長選出になっておりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条により、田代会長に議長をお願いいたします。

田代議長 それでは、平成31年第1回農業委員会総会を開会します。本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、佃委員さんと斎藤委員さんをお願いします。
それでは、ただいまより議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。確認委員さんには説明をお願いいたします。
それでは、今月の議案審議をお願いいたします。
議案第1号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

田代議長 それでは、申請番号1番について、確認委員は本田委員さんですので説明をお願いします。

本田委員 申請番号1番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積は合計の7,757㎡、耕作面積13,519㎡、申請面積7,757㎡、賃借権です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、家族は1人、権利の種類、貸借期間は、設定平成31年2月1日から5年間です。以上です。

田代議長 はい、委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、1番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は1kmであり、農業年数50年、農機具も所有し、主たる作物は、米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありますか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は佐美三委員さんですので説明をお願いします。

佐美三委員 申請番号2番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積1,338㎡、耕作面積26,884.71㎡、申請面積1,338㎡、貸借形態所有権（有償）です。譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族4名、権利の種類売買となっております。よろしくをお願いします。

田代議長 はい、委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、2番について補足説明します。申請地までの通作距離は1km、農業年数30年、農機具も所有し、主たる作物は、米・いちごになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので2番については承認いたします。以上で

議案第1号については2件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第2号、「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員は中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 申請番号1番について説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況畑、登記面積は258㎡、転用面積258㎡。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的は従業員駐車場です。よろしくをお願いします。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明します。地図は7ページです。事業全体は、宅地を含む黒枠部分になり、転用申請地は、斜線部分となります。

申請人は、松山町で水門の製作等を営む法人であり、現在、駐車場が不足しており、土地を探していたところ、申請地が、会社敷地の隣接地であり適していると考え、今回の転用申請となりました。

申請地は、宅地化の状況からみて第3種農地の要件の区域に近接する農地であり、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるので第2種農地と思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 申請番号2番について説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。全部で5筆ございます。5筆とも登記は田、現況はすべて畑です。登記面積は5筆合計で2,378㎡で

す。転用面積も同じく2,378㎡です。権利の種類所有権は(有償)売買です。転用目的は共同住宅,3棟686.08㎡です。よろしくお願ひします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明いたします。地図は8ページです。申請人は、八代市に居住する個人であり、将来の安定した賃貸収入を得るためアパートを建設する土地を探していたところ、申請地が、閑静な場所であり、小学校やスーパーにも近く、適していると考え、今回の転用申請となりました。
申請地は、宅地化の状況からみて第3種農地の要件の区域に近接する農地であり、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるので第2種農地と思われます。以上です。

田代議長 はい、事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員は金田委員さんですので、説明をお願ひします。

金田委員 はい、譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積2,330㎡、権利の種類、所有権(有償)売買。転用目的、宅地分譲9区画です。よろしくお願ひします。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 はい、申請番号3番について補足説明いたします。地図は、9ページです。申請人は、松山町で不動産業を営む法人であり、宅地分譲する土地を探していたところ、申請地が、周辺の道路も整備され、小学校へも近く、生活環境も整っており、適していると考え、今回の転用申

請となりました。申請地は、都市計画の用途地域であり、第3種農地となります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。申請番号4番について、確認委員は山本委員さんですけど出席でないのので、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積1, 172㎡、権利の種類は地上権設定。転用目的、太陽光発電施設です。よろしく申し上げます。

田代議長 事務局より補足説明をお願いします。

事務局 はい、申請番号4番について補足説明いたします。地図は、10ページです。申請人は、福岡市で太陽光発電システム事業等を営む法人であり、太陽光パネルを設置する場所を探していたところ、申請地が日当たりもよく適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。申請番号5番について、確認委員は谷山委員さんですので、説明をお願いします。

谷山委員 はい、5番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。2筆ございまして登記1筆が田、1筆が畑、現況は2筆とも雑地です。登記面積1筆でが260㎡、うち転用面積が260㎡、もう1筆が登記面積83㎡、うち転用面積が83㎡です。権利の種類、使用貸借権設定。転用目的、個人住宅110.96㎡です。以上です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号5番について補足説明いたします。地図は、11ページです。申請人は、宇城市に居住している個人で、現在、アパート住まいであり、住宅を新築する場所を探していたところ、申請地は、実家に近く、適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、10年以上前から一部が近くの小屋の敷地として利用されており、始末書添付の案件となります。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、5番については承認をいたします。申請番号6番について、確認委員は私ですので、説明をいたします。

田代議長 譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積2,323㎡と1,196㎡、権利の種類、所有権（有償）売買。転用目的、宅地分譲9区画です。よろしく申し上げます。

田代議長 事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号6番について補足説明いたします。地図は、12ページ

ジです。この地図の中の、事業全体は、宅地を含む黒枠部分になり、転用申請地は、斜線部分となります。申請人は、熊本市で不動産業等を営む法人であり、建売分譲する土地を探していたところ、申請地が、小学校に近く、静かで環境もよく、適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号6番について、委員さん方のご意見はありませんか。

委員 よろしいですか。

田代議長 はい、どうぞ。

委員 一種農地とのことですが、農振農用地からは外れているのか？

田代議長 はい外れています。確認しています。

委員 わかりました。

委員 この土地に高い建物が建築されることはないか。農免道路の曲がり角になるため交通事故等が懸念されるが。

田代議長 建売住宅のため平屋か基本2階建てまでの建築になる。他にありませんか？

委員 この農地の周りは全部農振農用地区域ですか？

田代議長 周辺は農用地区域です。ただ北側の小学校の体育館側は外れています。他にありませんか

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、6番については承認をいたします。以上で、議案第2号については6件承認を得ましたので、3,000㎡未満の案件については、許可書の交付を行い、3,000㎡以上の

案件6番ですけども、熊本県農業会議に諮問します。
次に議案第3号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。15ページをお開きください。番号1番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田、面積が2筆計2,252㎡、平成31年2月1日から平成34年1月31日までの3年間の賃借権の設定となっており、借賃は10a当り米1俵となっております。番号2番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆が田、3筆樹園地、面積が5筆計の5,732㎡で平成31年1月30日から平成36年1月29日までの5年間の賃借権の再設定となっており、借賃は10a当り電の筆が米1俵分の現金、樹園地が3筆の計で50,000円となっております。番号3番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積1,824㎡で平成31年4月1日から平成41年3月31日までの10年間の使用賃借権の設定となっております。続きまして16ページをお開きください。こちらが利用権設定等の状況一覧表となっております。続きまして17ページをお開き下さい。こちらのページ左側が今月の農用地利用権設定となっております。合計だけを読み上げますと、利用権の設定が9,808㎡行われています。そして右側が1月からの累計となります。合計だけ読み上げますと利用権設定が9,808㎡となっております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしとのことで議案第3号については同意をいたします。以上議案第3号について同意したことを市へ通知いたします。次に報告第1号農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より報告をお願いします。

事務局 報告いたします。番号1番、解約農地は議案書記載の通りです。地目田、面積が980㎡、貸人、賃借人は議案書記載の通りです。平成30年12月15日付け、農地中間管理機構利用のための解約となっております。番号2番、解約農地は議案書記載の通りです。地目田、面

積が361㎡，貸人，賃借人は議案書記載の通りです。平成30年12月26日付け，農地中間管理機構利用のための解約となっております。番号3番，解約農地は議案書記載の通りです。地目田，面積が369㎡，貸人，賃借人は議案書記載の通りです。平成31年1月11日付け，5条転用のための解約となっております。番号4番，解約農地は議案書記載の通りです。地目田，面積が1,196㎡，貸人，賃借人は議案書記載の通りです。平成30年12月12日付け，5条転用のための解約となっております。番号5番，解約農地は議案書記載の通りです。地目田，面積が1,824㎡，貸人，賃借人は議案書記載の通りです。平成31年1月7日付け，農地中間管理機構利用のための解約となっております。以上です。

田代議長 以上で，報告第1号につきましては事務局の報告を終わります。以上で予定しておりました案件はすべて承認いたしました。その他，事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局 私のほうから活動記録簿の記入方法について，何度か報告しておりますが再度説明させていただきます。活動記録は農業会議での活動実績の報告とか農地利用最適化交付金の算定資料として，大事な根拠資料となります。12月に提出いただきました活動記録簿を確認しましたところ，農業委員・推進員の活動かどうか判断しにくいものだったり，記入方法などの訂正が見受けられましたので，別紙で1枚紙でお配りしておりますが，それを参考にしながら説明させていただきます。1番上段に農地法第6条第1項に基づく業務と農委法第6条第2項に基づく業務としての分類されております。それぞれの項目に活動実績件数というのが一番左にあります，1日活動が丸，半日活動が三角を付けてください。各項目になります。4時間以上の場合は1日活動として丸。4時間未満の場合は半日活動として三角を記入してその活動内容について記入するのが活動の分類になります。6条1項の業務で一番多いのは総会出席だったりとか農地の貸し借り，転用関係といったものが皆さん多いと思います。記入例では7月7日に農地の貸借や転用の現地の確認を行ったということで三角を記入し，②の農地の売買転用の現地確認の欄にチェックを入れてあります。内容については一番右側に具体的な内容について記入をお願いします。その他詳細について説明。事務局から以上です。

それでは、閉会のあいさつを佐美三副会長にお願いします。

佐美三副会長 お疲れ様でした。第1回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 佃 正人 印

議事録署名人 斎藤 英次 印